

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年12月4日（木） 午後0時50分～午後3時30分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、首席監察官、
情報通信部長、外事課長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「先日、県内に居住する方が投資詐欺被害に遭ったものの、金融機関が不審に思い問い合わせたことで被害の更なる拡大を防いだというニュースを拝見した。以前、県警察では、金融機関等の関係者と特殊詐欺被害防止に関する会議を開催していたが、まさにその成果が表れているのではないかと思った。ここ数年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺被害が増加傾向にあることから、被害防止に有効と思われる対策については機を失することなく実施していただきたい。これから年末年始と慌ただしい時期になっていくが、県民の安全・安心のために、引き続き、県警察としてやるべきことを、やるべき時にしっかりとやっていただきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

令和8年香川県警察運営重点について

県警察から、令和8年における県警察の活動方針となる「香川県警察運営重点」を策定する旨の説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「令和8年香川県警察運営重点」は、県警察にとって非常に重要な活動方針であることから、全ての職員に行き届くように周知を徹底していただきたい。今後は、これらの運営重点の達成に向け、新た

な施策を取り入れるなどして各種取組を推進していただきたい」、「インターネットの普及により、簡単に武器や様々な情報が入手できる時代となっている。安倍元首相銃撃事件のような非常に重大な事件の発生を防ぐためにも、今回、重点目標の説明文に「ローン・オフエンダー等の対策」というワードが追加されたことは適切だと思った」旨の発言があった。

第6 報告事項

1 「令和7年度中国四国管区警察局優秀警察職員表彰」受賞者の決定について

県警察から、中国四国管区警察局内の優秀警察職員表彰の受賞者が決定した旨の報告があった。

委員から、「功労の概要を拝見したところ、長年、縁の下の力持ちとして県警察を支えてくれたことに加え、部下の指導にも力を入れていたようで、まさに唯一無二の存在であることが伝わってきた。今回は四国警察支局内では3人のみの受賞ということで、心よりお祝い申し上げます」旨の発言があった。

2 第63回「香川県民の警察官」表彰受賞者の決定及び表彰式の開催について

県警察から、岡山放送株式会社主催の「香川県民の警察官」の表彰受賞者が決定し、第63回目となる表彰式が、県警察本部で開催される旨の報告があった。

委員から、「今回の表彰は、長年の間、県民の安全・安心のために警察官としての職務を積み重ねてきた結果の表れだと思う。受賞者の活躍については、岡山放送株式会社が特集を組んでいただけるということで、是非、県民の方にも拝見していただきたい」旨の発言があった。

3 令和7年度第5回公安委員会の交通規制（専決分）の実施について

県警察から、公安委員会の交通規制（専決分）については、「丸亀市大手町地区の再開発に伴う交通規制の廃止」、「持続可能な交通規制の見直し（一灯点滅式信号機を撤去し、一時停止規制に変更）」等、合計63か所（区間）を実施する旨の報告があった。

委員から、「高松市仏生山町の交差点において、一灯点滅式信号機を撤去し、一時停止規制に変更することであるが、地域住民も一時停止規制の方が分かりやすいのではないかと思う。県内において一灯点滅式信号機は廃止する方向なのか」旨の発言があり、県警察から、「以前は一

灯点滅式信号機が普及していたが、警察庁が一灯点滅式信号機と一時停止規制の効果について比較検証したところ、一時停止規制の方が効果があることが明らかとなったことから、平成 26 年以降、全国的に一灯点滅式信号機を撤去して一時停止規制に変更するよう交通規制が見直されている」旨の説明があった。

4 警護の実施について

県警察から、11 月中の警護の実施について報告があった。

委員から、「警護結果の報告を受けたところ、今回は急な日程変更等もあったようで、非常に厳しい警護だったことが分かった。引き続き、警護には万全を期していただきたい」旨の発言があった。

第 7 決裁

公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について
(令和 7 年 11 月 6 日開催分)

第 8 その他

1 警察署協議会への陪席について

委員から、令和 7 年 12 月 1 日開催の令和 7 年度第 3 回高松南警察署協議会に陪席した所感として、「高松南警察署協議会では、警察署の取組状況等について説明を行った後、実際に協議会委員が L I N E のツールを利用して詐欺の手口を体験したり、会計課長が「ロマンス詐欺被害防止」を啓発する落語を披露するなど、工夫を凝らしながら和やかな雰囲気の中で協議会が行われていると感じ取れた。また、協議会委員からは、「警察と L I N E の組み合わせは詐欺ですよ」等とシンプルなメッセージの方が県民に響くのではないかなど活発な意見も述べられていた」旨の発言があった。

また、協議会終了後に高松南警察署内の射撃場を視察した所感として、「映像を使った射撃訓練の状況を視察したが、警察人生の中で、一人の警察官が実際に拳銃を使用する確率は低いかもしれないが、普段から、危険が切迫した状況の中で適切な拳銃使用判断を行うなどの厳しい訓練を行っていることが分かり、心強く感じた」旨の発言があった。

2 今後の取組等について

県警察から、「今月 10 日、県警察本部において年末年始の交通安全県民運動の出発式に併せて、高松北警察署と合同で犯罪抑止活動の出発式を行うこととしている。特殊詐欺や S N S 型投資・ロマンス詐欺被害の増加に伴い、引き続き、特殊詐欺手口体験ツールを使うなど様々な手段

で被害防止に向けた広報啓発活動を展開していくこととしている」、「警察署協議会委員の委嘱の時期が近付いている。以前公安委員会委員から、外国人も警察署協議会委員に委嘱してはどうかという御提言があったように、現在、多様性の観点から、外国人や若年層等の委嘱に向けて検討を進めている」旨の報告があった。

3 上半期の業務監察における文書管理に関する指導事項及びその対応等について

県警察から、令和7年度上半期の業務監察における文書管理に関する指導事項について、その原因並びに改善措置済事項及び防止策について報告があった。

4 損害賠償事案の和解について

県警察から、職員の職務執行に伴う損害賠償事案2件について、相手方と和解が成立した旨の報告があった。

5 公安委員会宛て苦情に関するオンライン化について

県警察から、令和7年12月15日から運用が開始される警察行政手続オンライン化システムにより、公安委員会宛ての苦情申出についても手続が可能になる旨の報告があった。

6 警察署協議会代表者会議の開催方法等について

県警察から、令和8年2月12日（木）に県警察本部において開催される警察署協議会代表者会議の開催方法等について説明があった。

7 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。